

## 新年の赤坂 豊川稲荷



## 1. 健康経営 生活習慣病予防から健康経営を始めてみませんか

2月には日本生活習慣病予防協会が定める「全国生活習慣病予防月間」です。生活習慣病は、医療費の約3割、死亡者数の約6割を占めており、労働の現場でも無視できないものとなっています。そこで、生活習慣病の予防・改善も含めて、企業が従業員の健康をサポートする「健康経営」は、近年関心が高まっております。本稿では、健康経営のメリットなどについて、経済産業省が取りまとめた「健康経営の推進について」をもとにお伝えいたします。

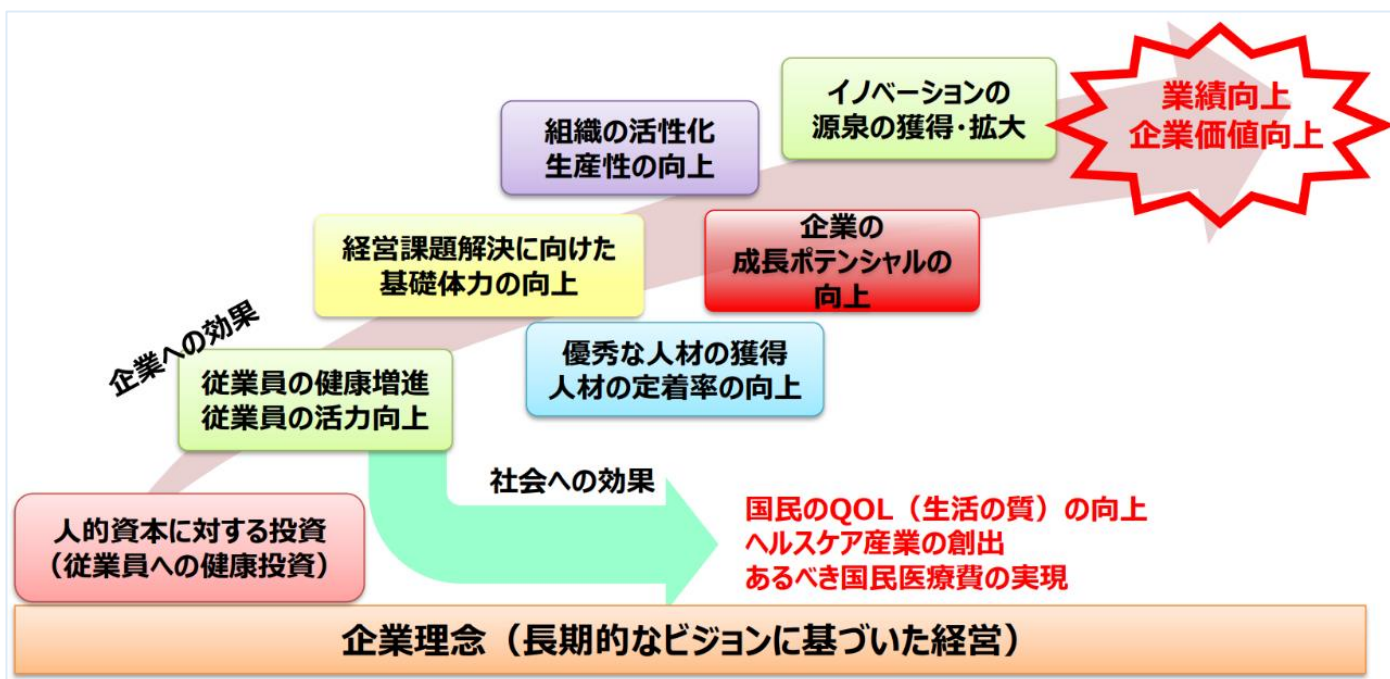
## 1. 健康経営・健康投資

経済産業省が示す健康経営とは、「従業員などの健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性などを高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実施すること」とされており、健康投資とは、「健康経営の考え方に基づいた具体的な取り組み」とされています。企業の経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことで期待される効果は、以下の図でまとめられています。

## 2. 採用・定着との関係性

就活生及び就職を控えた学生を持つ親に対する、健康経営の認知度及び就職先に望む勤務条件等についてのアンケート結果によれば、「どのような企業に就職したいか」「どのような企業に就職させたいか」の問いに対し、「従業員の健康や働き方に配慮している」は、特に高い回答率となっています。また、健康経営をアピールすることで、就活生が大幅に増加する、内定辞退率が減るといった反響もあるようで、労働市場において優秀な人材を確保する点でも、有意な効果が期待できそうです。

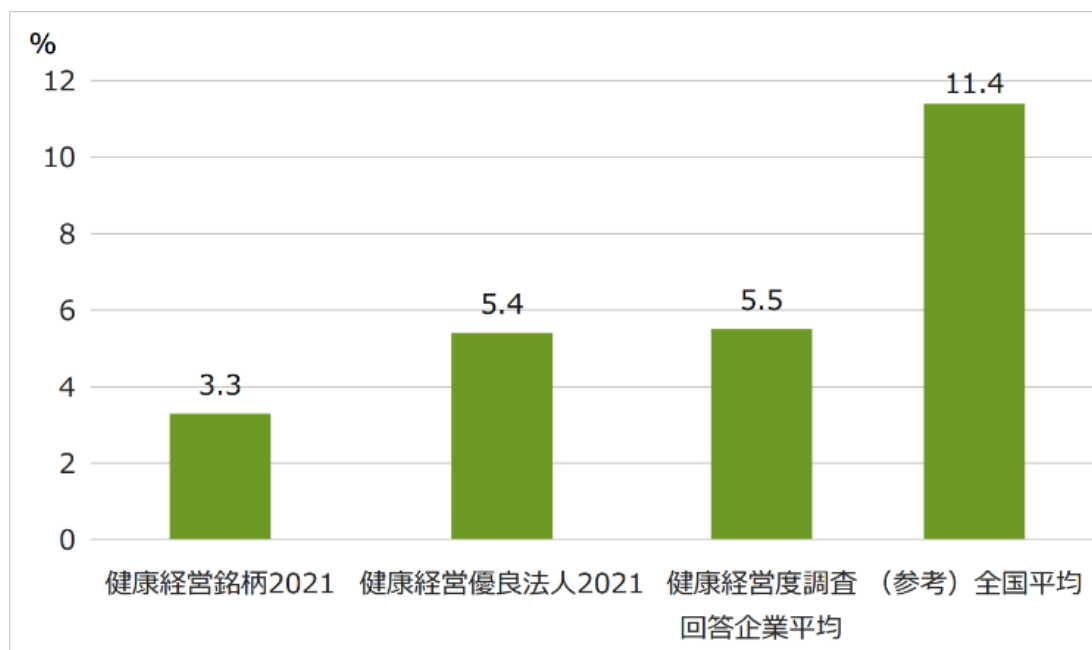
## ■企業への効果 まとめ図



(出所) 経済産業省「健康経営の推進について」

また、「人材の定着率」についても、その効果は顕著に確認できます。健康経営度調査の分析結果によれば、「健康経営度の高い企業の方が離職率は低く、2019年における全国の一般労働者の離職率と比較しても低い傾向にある」ことが明らかにされています。

### <健康経営銘柄、健康経営優良法人における離職率>



(出所) 経済産業省「健康経営の推進について」

### 3. 生活習慣病を予防するための取り組みばよいかについて

#### 【適度な運動、毎日+10分の身体活動】

- ① テレワークなどで外出機会が減り、身体活動量も減りがちなので、座っていても、できれば 30 分ごとに 3 分程度、少なくとも 1 時間に 5 分程度は、立ち上がってからだを動かしましょう。

#### 【適切な食生活でからだの調子を整える】

- ② おうちで食事をする機会が増えたことをきっかけに、食事の内容を見直してみませんか。お弁当や中食を活用する際は、主食・主菜・副菜を組み合わせさせてみましょう。

#### 【喫煙習慣を見直す】

- ③ 気になっていてもついつい先延ばしにしてしまう禁煙。世の中の変化を禁煙のきっかけにしませんか。

#### 【飲酒に伴うからだへの健康影響を知る】

- ④ お酒(アルコール)を分解する能力は人によって違います。飲めないのに無理して飲むことはやめましょう。  
外食が減りおうちでの食事が増えて、お酒を飲む機会が変化してきました。これをきっかけに、お酒との付き合い方を考えてみませんか。

#### 【良い環境づくりで、質の良い睡眠を目指す】

- ⑤ おうち時間が増え、生活リズムが乱れがちです。十分な睡眠時間をとって、からだと心を健康に保ちましょう。

#### 【定期的にからだの状態を知り、病気につながるリスクを早期発見する】

- ⑥ 外出を控え、健診・検診の受診をためらう場面が増えると、今は健康であっても早期には自覚症状がないという病気が進行する場合があります。

### 4. さいごに

少し前の調査になりますが、2019 年に公表された東京商工会議所の調査によると、中小企業における健康経営の取り組みは、まだそこまで進んでいないようです。そして、実践するための課題としては「どのようなことをしたらよいか分からない(指標がない)」という回答が 1 位となっております。先の資料から新型コロナウイルス流行下における取り組み事例をご紹介しますと「1 日 15 分、各自で定めた目標をもとにスポーツ活動を実施」「食習慣を見直すきっかけとして在宅勤務を捉え、積極的な情報提供を実施」というシンプルな内容も上がっています。  
「健康経営」を大げさなものと捉えずに、例えば「食事に気をつける」「運動する」など身近な生活習慣病予防の取り組みを実践することで、まずは従業員の健康に目を向けるということが、「健康経営」に着手し進めていく第一歩となるのではないのでしょうか？

## 2. 労務管理 飲酒運転対策における企業の責任

昨年、勤務中の飲酒運転による事故で児童が死傷する事故が起きましたが、事故を起こした自動車は自家用車であったことから、事業用自動車と異なり企業に対してアルコール検査の義務がありませんでした。

このことを受けて道路交通法施行規則などが改正され、自家用車であっても安全運転管理者制度が適用される企業に対しては、アルコール検査の義務が適用されます。本稿ではその改正の内容、および企業の責任について概説いたします。

## 1. 義務化の適用対象

今回の改正は、安全運転管理者の選任義務がある事業所が対象となります。

### 安全運転管理者の選任対象となる事業所

自動車5台以上、または定員11人の車両を1台以上使用している事業所。  
※自動二輪車は0.5台で計算。

自動車運転代行業者は、台数に関係なく営業所ごとに選任

対象数は、2020年3月末時点で約34万事業所、管理下運転者数は約769万人に上っています。

## 2. 改正点

もとより、安全運転管理者の業務は、以下のとおり定められています。

「運転者の状況把握」  
「運行計画の作成」  
「交替要員の配置」  
「異常気象時等の安全確保の措置」  
「安全運転の指示」  
「運転日誌の記録」  
「運転者に対する指導」

この業務内容について、以下の業務が段階的に追加されます。

4月1日施行の改正	①運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより運転者の酒気帯びの有無を確認すること。 ②酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
10月1日施行の改正	①運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと ②アルコール検知器を常時有効に保持すること。

なお、道路交通法では、次の通り使用者の責任を明示しており、今回の改正はその責任の履行について明確化したものと捉えられます。

道路交通法第七十五条 自動車の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

(第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。)

## 3. 交通事故時における企業の賠償責任について



それでは、実際に交通事故があったときに、企業はどのような責任を負うことになるのでしょうか？企業が被害者に対して負う民事上の責任は、従業員が業務中などに起こした事故について、企業が従業員とともに損害賠償義務を負うという「使用者責任」と、自動車の運行により利益を得て、その運行について直接または間接に指揮・監督しうる場合に損害賠償義務を負う「運行供用者責任」の2つがあります。

賠償額の一例として、危険運転致死傷罪の成立のきっかけとなった、1999年の飲酒運転による交通事故では、企業は適切な調査を行っていれば、被告の常習的な飲酒運転を把握することができ、本件事故の発生を未然に防止することが可能であったと認定し、裁判所は被告のみならず企業らに対しても約2億5000万円を連帯して支払うよう命じています。

#### 4. さいごに

今回の改正により、飲酒運転に対する社会の目はますます厳しいものになるでしょう。改正自体は、安全運転管理者制度が適用される事業所に課せられる義務ではありますが、適用されていない事業所であっても、飲酒運転による事故が発生した場合の企業のリスクは莫大なものとなります。

自社の業務に供されている自動車がある場合には、安全に運行される体制は整っているのか、服務規律や車両管理規定を確認するとともに、飲酒運転確認を含めた運行状況確認などを定期的にも実施することをお勧めします。



雪の中の南天(赤実)



雪の中の南天(黄実)



雪を耐える甘夏蜜柑

意見・ご質問は、お気軽にお問い合わせください。  
次号は2月28日に配信いたします。(石田久男)